

ヘイトスピーチに関する主な出来事と神奈川県取組

	主な出来事	神奈川県
平成 21 年 12 月 4 日 平成 23 年 1 月 22 日 平成 25 年～	京都朝鮮学校公園占用抗議事件 水平社博物館前差別街宣事件 全国でヘイトスピーチが発生 ・東京都新宿区新大久保 ・大阪府大阪市生野区鶴橋 ・神奈川県川崎市川崎区桜本地区 他	
平成 26 年 7～ 8 月	国連自由権規約委員会及び国連人種差別撤廃委員会から日本に対して、ヘイトスピーチへの対応や規制を求める内容の勧告が出される	
平成 26 年 12 月 3 日		民団(在日本大韓国民団)神奈川県地方本部から知事あての要望書を受領
平成 26 年 12 月 25 日		神奈川県議会から国に法整備等を求める意見書を提出
平成 27 年 1 月 16 日	法務省がヘイトスピーチに焦点をあてた啓発活動を開始	
平成 27 年 2 月 17 日		県から国に法整備等を求める要望書を提出(単独)
平成 27 年 7 月		平成 28 年度国の施策・制度・予算に関する提案(個別的提案)で、国に法整備を要望。
平成 27 年 10 月～	国(法務省)がヘイトスピーチの実態調査に着手(～平成 28 年度実施)	
平成 27 年 12 月 22 日	法務省がヘイトスピーチを繰り返している団体の代表者に同様の行為を行わないよう勧告	
平成 28 年 1 月 20 日	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例施行(一部は夏以降施行)	
平成 28 年 2 月 13 日	法務省からサイト管理者への要請を受け、ヘイトスピーチ動画の一部が削除される	
平成 28 年 3 月 30 日	国(法務省)の実態調査結果がまとまる	
平成 28 年 4 月 12 日	与党(自民・公明)が、ヘイトスピーチ解消法案を国会に提出	
平成 28 年 5 月 24 日	ヘイトスピーチ解消法、与党案の一部を修正、附帯決議を加え、衆議院本会議で可決成立。	
平成 28 年 6 月 2 日	横浜地方裁判所、川崎市内ヘイトデモ禁止の仮処分命令を発令。	
平成 28 年 7 月 1 日	大阪市「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」全面施行。	
平成 28 年 7 月 12 日		人権男女共同参画施策推進会議幹事会幹事あて、県民局くらし県民部長(人権男女共同参画施策推進会議幹事会幹事長)通知「県の施設利用に際してヘイトスピーチの実施が懸念される場合の当面の対応について」
平成 28 年 9 月 13 日		平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する

	主な出来事	神奈川県
		提案（個別的提案）で、実効性のある法律への見直しを検討することについて要望。
平成 29 年 3 月 31 日	国（法務省）外国人住民調査報告書公表（6月に訂正版公表）	
平成 29 年 8 月 24 日		平成 30 年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）で、実効性のある法律への見直しを検討することについて要望。
平成 30 年 3 月 31 日	川崎市、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」施行	平成 28 年 12 月～ ○「ヘイトスピーチ、許さない。」と呼びかける A 5 版クリアファイルを作製し、イベント等で配布。 ○プロスポーツチームと連携して A 4 版クリアファイルを作製・配布。
平成 30 年 3 月	京都府、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」策定・公表	
平成 30 年 7 月 1 日	京都市、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」施行	
平成 30 年 8 月 13 日		平成 31 年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）で、実効性のある法律への見直しを検討することについて要望（参考資料 1）。
平成 30 年 10 月 5 日	東京都「東京都オリンピック憲章こうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」成立	
平成 30 年 12 月 2 日 平成 31 年 2 月 11 日 平成 31 年 3 月 31 日	川崎市、「ガイドライン」に基づき、施設利用申請者に対し「警告」して利用を許可	
平成 31 年 3 月 20 日	法務省人権擁護局が、インターネット上の不当な差別的言動及び選挙運動等として行われる不当な差別的言動への対応について地方法務局へ通知した旨、公表（参考資料 2）。	
平成 31 年 4 月 1 日	東京都「東京都オリンピック憲章こうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第 11 条に規定する公の施設の使用制限に関する基準適用開始	
令和元年 5 月 28 日		令和 2 年度国の施策・制度・予算に関する提案（重点的提案）で、実効性のある法律への見直しを検討することについて要望（参考資料 3）。

※下線部は、第 14 期第 1 回懇話会提出資料との変更箇所。